

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 24 日

本会加盟（準加盟）団体
事務局長 殿

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長 河 内 由 博

不適切な鉄剤の静脈内注射の防止について（通知）

平素より本会スポーツ推進事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、スポーツ庁から別添文書のとおり周知依頼がありましたのでご通知申し上げます。

今般、一部の競技において、本来であれば鉄欠乏性貧血が重症かつ緊急の場合など、経口による鉄剤の投与が困難又は不適當である場合に限って使用されるべき鉄剤の静脈内注射について、不適切な利用の実態があることが確認されました。鉄剤の静脈内注射の不適切な利用が、健康を害する危険性を理解し、安易に鉄剤の静脈内注射の使用を医師に求めることなく、医師の診断に従い、適切に治療を受ける必要があることを、指導者等に周知啓発することが求められています。

貴団体におかれましては、通知の内容について十分ご留意の上、適切にご対応いただくとともに、貴団体加盟団体及び関係諸機関に対し、本件についてご周知いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

○添付資料

- ・（写）平成 31 年 1 月 11 日付 30 ス競ス第 18 号文書
「不適切な鉄剤の静脈内注射の防止について（依頼）」＊スポーツ庁発信文書

《本件に関する問い合わせ先》
総務部企画調整課
担当：金谷
TEL：03-3481-2269 FAX：03-3481-2284
e-mail：kikaku@japan-sports.or.jp

30ス競ス第18号
平成31年1月11日

各都道府県・指定都市教育委員会体育主管課長
各都道府県・指定都市スポーツ主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各国公私立大学担当課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
各スポーツ関係団体の長

殿

スポーツ庁競技スポーツ課長

榎井圭子

(印影印刷)

スポーツ庁政策課長

鈴木敏之

(印影印刷)

スポーツ庁参事官(地域振興担当)

増井国光

(印影印刷)

不適切な鉄剤の静脈内注射の防止について(依頼)

スポーツの実施にあたっては、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られることが重要です。

しかしながら、今般、一部の競技において、本来であれば鉄欠乏性貧血が重症かつ緊急の場合など、経口による鉄剤の投与が困難又は不適當である場合に限って使用されるべき鉄剤の静脈内注射について、不適切な利用の実態があることが確認されまし

た。

鉄剤の静脈内注射は、鉄分の過剰摂取につながりやすく、鉄が肝臓、心臓、すい臓、甲状腺、内分泌臓器及び中枢神経などに沈着し、機能障害を引き起こしたり、ヘモグロビンをつくる能力の低下を招いたりする恐れがあります。また、鉄剤の静脈内注射は経口による鉄剤の投与が困難又は不適當である場合に限って使用されるべきものとされています。

したがって、鉄剤の静脈内注射が選手の健康を害する危険性を理解した上で、疲れやすく競技のパフォーマンスが低下しているなどの競技者からの訴え等に対して、指導者等は安易に鉄剤の静脈内注射の使用を医師に求めることなく、医師の診断に従い、適切に治療を受けるよう促すことが必要です。

鉄欠乏性貧血は、食事において鉄分をはじめとする必要な栄養をしっかりとるとともに、休養やトレーニング強度・量に配慮することで予防することができます。特に成長期の競技者については、骨や筋肉の発育・発達のために鉄分が消費されることから、鉄欠乏状態になりやすいことに留意が必要です。

ついで、地方公共団体又は学校設置者におかれては所管又は所轄の学校及び関係機関等に対して、都道府県におかれては域内の市区町村に対して、このことについて周知くださるようお願いいたします。

また、スポーツ団体については、統括団体におかれては加盟団体に対して、中央競技団体におかれては年齢・学校種・地域等の別に応じて組織されている関係団体に対して、このことを通知の上、指導者等への周知啓発に御協力くださるようお願いいたします。

なお、本件に関して、公益社団法人日本医師会から各都道府県医師会に対して、別紙1のとおり周知がされています。

【本件連絡先】

スポーツ庁競技スポーツ課企画係

電話：03-5253-4111（内線 2679）

E-mail: kyosport@mext.go.jp

【参考資料】

(貧血予防等に関する参考資料)

1. 公益財団法人日本陸上競技連盟「アスリートの貧血対処7か条」(別紙2として添付)

(<https://www.jaaf.or.jp/medical/anemia7.html>)

(スポーツと栄養に関する参考資料)

2. 文部科学省「食に関する指導の手引-第1次改訂版-」(第6章6.(4)スポーツをする児童生徒)

(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm)

3. 国立スポーツ科学センターウェブサイト「スポーツ栄養」

(<https://www.jpnsport.go.jp/jiss/nutrition/tabid/1183/Default.aspx>)

4. 公益財団法人日本陸上競技連盟「アスリートのエネルギー不足予防10か条」

(<https://www.jaaf.or.jp/news/article/12119/>)

(ジュニア期のスポーツ全般に関する参考資料)

4. 公益財団法人日本スポーツ協会「ジュニア期のスポーツライフマネジメント」

(<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide03>)

(女性アスリートの健康等に関する参考資料)

5. 国立スポーツ科学センター「成長期女性アスリート指導者のためのハンドブック」
(文部科学省委託事業)

(<https://www.jpnsport.go.jp/jiss/gaiyou/jigyoku/houkoku/nenpo/tabid/1112/Default.aspx>)

6. 東京大学医学部附属病院「Health Management for Female Athletes Ver.3 -女性アスリートのための月経対策ハンドブック-」(スポーツ庁委託事業)

(<http://femaleathletes.jp/book/HMFA3/>)

日医発第1102号 (健 I 172)

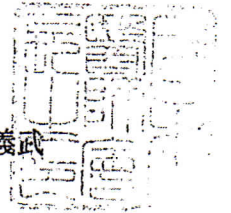
平成31年1月11日

都道府県医師会

会長 殿

日本医師会

会長 横倉 義武



競技者に対する安易な鉄剤注射に関する注意喚起について

平素、健康スポーツ医学事業に関し、種々御協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、競技者、特に中高生の長距離競技者に対する安易な鉄剤注射に関して、昨年12月より新聞などで報じられており、また、12月18日付けで京都府医師会より「高等学校長距離陸上選手に対する鉄剤注射使用について」が京都府医師会会員宛に発出されております。今般、日本陸上競技連盟より別添1のとおり本職宛に注意喚起の依頼がありました。

鉄剤の静脈内注射は、鉄分の過剰摂取につながりやすく、急性及び慢性の副作用を引き起こすおそれがあります。従いまして、鉄剤注射に関して、薬剤の適応に則り、適切に使用していただきたくお願いいたします。詳細は別添1をご覧ください。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員への周知方につき貴職のご高配を賜りますよう宜しくお願いいたします。

なお、本件に関して、スポーツ庁競技スポーツ課長、政策課長、参事官（地域振興担当）より連名で、学校関係部局およびスポーツ関係団体に別添2の通知が発出されていることを申し添えます。